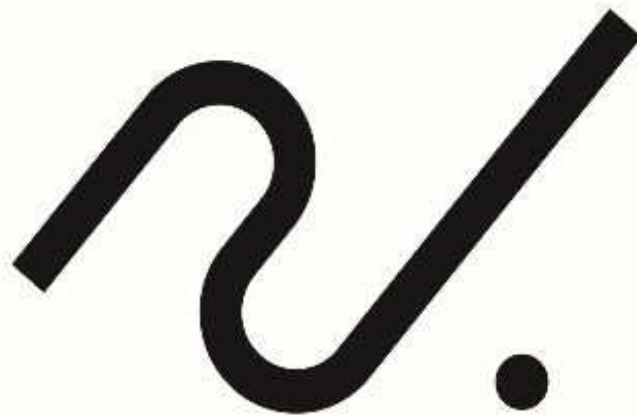


SAGAアスリート育成強化推進本部

第22回本部会議



SAGA SSP

always on your side

令和7年6月30日（月） 13：15～

佐賀県庁 新館4階 庁議室

審議事項

- (1) SAGAアスリート育成強化推進本部役員の選任（案）について・・・・・・・・ P3
- (2) SAGAアスリート育成強化推進本部規約の一部改正（案）について・・P4～P14
- (3) 令和6年度事業報告（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・ P15～P19
- (4) 令和6年度収支決算（案）及び監査報告について・・・・・・・・ P20～P21
- (5) 令和7年度事業の計画変更（案）について・・・・・・・・ P22～P24
- (6) 令和7年度補正収支予算（案）について・・・・・・・・ P25

第1号議案

SAGAアスリート育成強化推進本部役員の選任(案)

本部規約第6条第2項の規定に基づき、以下の通り副本部長と監事の承認を求める。

委員会 役職名	所 属	氏 名
副本部長	S S P 推進局 局長	大草 昭雄
副本部長	佐賀県教育委員会 教育長	甲斐 直美
副本部長	(公財) 佐賀県スポーツ協会 副会長	宮原 耕史
副本部長	(一社) 佐賀県パラスポーツ協会 会長	末次 康裕
監事	(公財) 佐賀県スポーツ協会 監事	片渕 義孝
監事	佐賀県会計管理者	井田 康德

【参考:「SAGAアスリート育成強化推進本部規約」】

(役員)

第5条 推進本部に、次の役職を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選出)

第6条 本部長は、佐賀県副知事をもって充てる。

2 副本部長及び監事は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。

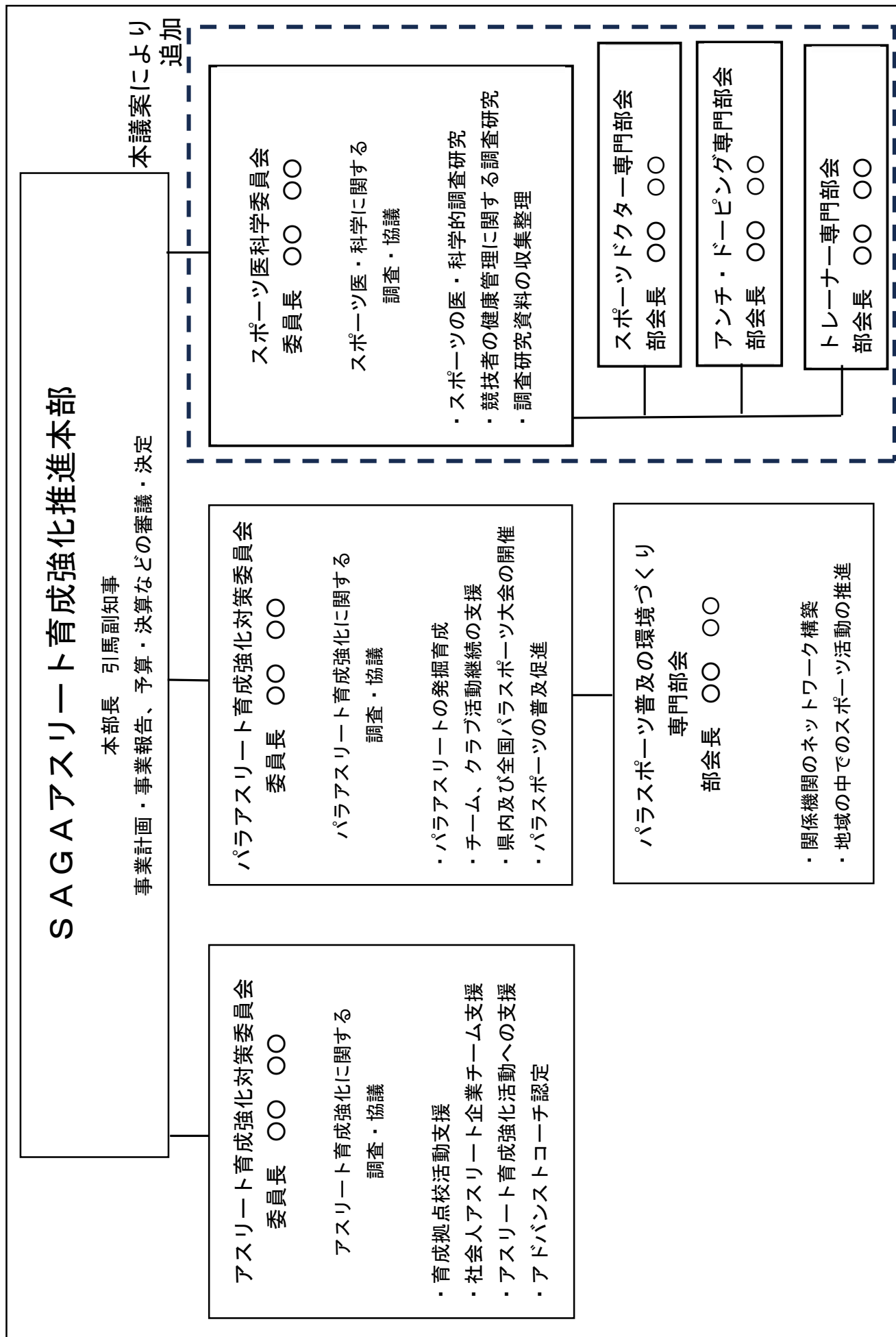
(役員の職務)

第7条 本部長は本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行(代理)する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。

SAGAアスリート育成強化推進本部組織図

第2号議案関連資料



第2号議案【説明資料】

SAGAアスリート育成強化推進本部規約の一部改正（案）について

1. 改正理由

- ・推進本部が関係機関等との連携協力を得て組織することを明記するとともに、スポーツ医学委員会の追加などによる一部改正が必要となったため。

2. 改正内容

（1）第2章 組織

①関係団体等との連携・協力について（第4条）

推進本部は、佐賀県、県教育委員会、県スポーツ協会、県パラスポーツ協会の4団体が連携し、その他の関係する機関等の協力を得て組織することを明記する。

（2）第3章 会議

①スポーツ医学委員会の設置について（第9条、第10条、第14条、第15条）

アスリートの育成強化等を進めるうえで重要な要素の一つであるスポーツ医学の普及などを目的として、新たに「スポーツ医学委員会」を設置する。

②各委員会の委員の委嘱について（第12条、第13条、第14条）

委員会の機動性を高めるために、つぎの改正を行う。

（改正前）本部長が委嘱する委員をもって構成する。

↓

（改正後）本部長が委員長を委嘱し、委員長が委員を委嘱する。

③各委員会の必要事項決定者について（第12条、第13条、第14条）

委員会の機動性を高めるために、つぎの改正を行う。

（改正前）必要事項は、本部長が別に定める。

↓

（改正後）必要事項は、委員長が別に定める。

（3）第5章 事務局

①事務局の設置機関について（第17条）

パラスポーツ及びスポーツ医学については、それぞれスポーツムーブメントチームとSSP推進チームが所管していることを踏まえ、つぎの改正を行う。

（改正前）佐賀県SSP推進局アスリート育成支援チーム内に事務局を置く

↓

（改正後）佐賀県SSP推進局内に事務局を置く

第2号議案

SAGAアスリート育成強化推進本部規約新旧対照表

改正前	改正後	備考
第2章 組織 (構成) 第4条 推進本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。 (1) SAGAアスリート育成強化に関する機関及び団体の役職員 (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者	第2章 組織 (構成) 第4条 推進本部は、佐賀県、佐賀県教育委員会、公益財団法人佐賀県スポーツ協会及び一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会の連携の下、関係する機関及び団体の協力を得て組織する。 2 推進本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。 (1) SAGAアスリート育成強化に関する機関及び団体の役職員 (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者	(追加)
第3章 会議 (会議の種類) 第9条 推進本部に次の会議を置く。 (1) 本部長会議 (2) アスリート育成強化対策委員会 (3) パラアスリート育成強化対策委員会 (4) 専門部会 (本部長会議) 第10条 本部長会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。 2 本部長会議は、本部長が招集する。 3 本部長会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。 4 本部長会議は、次の事項について審議し、決定する。 (1) 規約の制定及び改廃に関する事。 (2) 役員の選任に関する事。 (3) 事業計画及び事業報告に関する事。	第3章 会議 (会議の種類) 第9条 推進本部に次の会議を置く。 (1) 本部長会議 (2) アスリート育成強化対策委員会 (3) パラアスリート育成強化対策委員会 (4) スポーツ医科学委員会 (5) 専門部会 (本部長会議) 第10条 本部長会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。 2 本部長会議は、本部長が招集する。 3 本部長会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。 4 本部長会議は、次の事項について審議し、決定する。 (1) 規約の制定及び改廃に関する事。 (2) 役員の選任に関する事。 (3) 事業計画及び事業報告に関する事。	(追加)

S A G A アスリート育成強化推進本部規約新旧対照表

(4) 予算及び決算に関すること。 (5) 推進本部の解散に関すること。 (6) アスリート育成強化対策委員会及びパラアスリート育成強化対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。 (7) その他 S A G A アスリート育成強化に関わる重要事項に関すること。 (アスリート育成強化対策委員会) 第 1 2 条 アスリート育成強化対策委員会 は、<u>本部長が委嘱する委員</u>をもって構成する。 2 アスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。 3 前項のほか、アスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、<u>本部長</u>が別に定める。 (パラアスリート育成強化対策委員会) 第 1 3 条 パラアスリート育成強化対策委員会は、<u>本部長が委嘱する委員</u>をもって構成する。 2 パラアスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。 3 前項のほか、パラアスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、<u>本部長</u>が別に定める。	(4) 予算及び決算に関すること。 (5) 推進本部の解散に関すること。 (6) アスリート育成強化対策委員会、パラアスリート育成強化対策委員会及びスポーツ医科学委員会に付託及び委任する事項に関すること。 (7) その他 S A G A アスリート育成強化に関わる重要事項に関すること。 (アスリート育成強化対策委員会) 第 1 2 条 アスリート育成強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員をもって構成する。 2 アスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。 3 前項のほか、アスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、委員長が別に定める。 (パラアスリート育成強化対策委員会) 第 1 3 条 パラアスリート育成強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員をもって構成する。 2 パラアスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。 3 前項のほか、パラアスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、委員長が別に定める。 (スポーツ医科学委員会) 第 1 4 条 スポーツ医科学委員会は、本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員をもって構成する。 2 スポーツ医科学委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。	(追加) (変更) (変更) (変更) (変更) (追加)
---	--	---

S A G A アスリート育成強化推進本部規約新旧対照表

(専門部会) 第 1 4 条 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会委員長及びパラアスリート育成強化対策委員会委員長が委嘱する者をもって構成する。 2 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会及びパラアスリート育成強化対策委員会から検討要請された事項について調査・協議する。 3 前項のほか、専門部会に関する必要な事項は、アスリート育成強化対策委員会委員長及びパラアスリート育成強化対策委員会委員長が別に定める。 第 4 章 専決処分 (本部長の専決処分) 第 1 5 条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないときは、本部会議の審議事項について専決することができる。 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。 第 5 章 事務局 (事務局) 第 1 6 条 推進本部の事務を処理するため、佐賀県 S S P 推進局アスリート育成支援チーム内に事務局を置く。 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。 第 6 章 会計 (経費)	3 前項のほか、スポーツ医科学委員会に関する必要な事項については、委員長が別に定める。 (専門部会) 第 1 5 条 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会委員長、パラアスリート育成強化対策委員会委員長及びスポーツ医科学委員会委員長が委嘱する者をもって構成する。 2 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会、パラアスリート育成強化対策委員会及びスポーツ医科学委員会から検討要請された事項について調査・協議する。 3 前項のほか、専門部会に関する必要な事項は、アスリート育成強化対策委員会委員長、パラアスリート育成強化対策委員会委員長及びスポーツ医科学委員会委員長が別に定める。 第 4 章 専決処分 (本部長の専決処分) 第 1 6 条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないときは、本部会議の審議事項について専決することができる。 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。 第 5 章 事務局 (事務局) 第 1 7 条 推進本部の事務を処理するため、佐賀県 S S P 推進局内に事務局を置く。 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。 第 6 章 会計 (経費)	(変更) (追加) (追加) (追加) (変更) (変更) (削除)
--	--	---

S A G A アスリート育成強化推進本部規約新旧対照表

第 <u>17</u> 条 推進本部の経費は、佐賀県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第 <u>18</u> 条 推進本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部会議の承認を得なければならない。 (会計年度等) 第 <u>19</u> 条 推進本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 推進本部の会計に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 (残余財産の帰属等) 第 <u>20</u> 条 推進本部が解散するときに有する残余財産は、本部会議の議決を得て処分する。 第7章 解散 (解散) 第 <u>21</u> 条 推進本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。 第8章 補則 (補則) 第 <u>22</u> 条 この規約に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。 附則 1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。 2 平成28年7月11日一部改正。 この改正は、平成28年4月1日から適用する。 3 この改正は、平成30年4月1日から適用する。	第 18 条 推進本部の経費は、佐賀県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第 19 条 推進本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部会議の承認を得なければならない。 (会計年度等) 第 20 条 推進本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 推進本部の会計に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 (残余財産の帰属等) 第 21 条 推進本部が解散するときに有する残余財産は、本部会議の議決を得て処分する。 第7章 解散 (解散) 第 22 条 推進本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。 第8章 補則 (補則) 第 23 条 この規約に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。 附則 1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。 2 平成28年7月11日一部改正。 この改正は、平成28年4月1日から適用する。 3 この改正は、平成30年4月1日から適用する。	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
--	--	---

SAGAアスリート育成強化推進本部規約新旧対照表

4 この改正は、平成30年7月18日から適用する。 5 この改正は、令和2年4月1日から適用する。 6 この改正は、令和4年4月1日から適用する。 7 この改正は、令和4年6月30日から適用する。 8 この改正は、令和7年3月19日から適用する。	4 この改正は、平成30年7月18日から適用する。 5 この改正は、令和2年4月1日から適用する。 6 この改正は、令和4年4月1日から適用する。 7 この改正は、令和4年6月30日から適用する。 8 この改正は、令和7年3月19日から適用する。 9 この改正は、令和7年 月 日から適用する。	(追加)
--	---	-------------

SAGAアスリート育成強化推進本部規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この本部は、SAGAアスリート育成強化推進本部（以下「推進本部」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進本部は、SAGAスポーツピラミッド構想に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポに向けて高められた競技力の維持・向上を図るとともに、更なる本県のスポーツの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 推進本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） SAGAアスリート育成強化推進事業の実施に関すること。
- （2） SAGAアスリート育成強化推進の環境整備に関すること。
- （3） その他推進本部の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 推進本部は、佐賀県、佐賀県教育委員会、公益財団法人佐賀県スポーツ協会及び一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会の連携の下、関係する機関及び団体の協力を得て組織する。

2 推進本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- （1） SAGAアスリート育成強化に関係する機関及び団体の役職員
- （2） 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

（役員）

第5条 推進本部に、次の役員を置く。

- （1） 本部長 1名
- （2） 副本部長 若干名
- （3） 監事 若干名

（役員の選出）

第6条 本部長は、佐賀県副知事をもって充てる。

2 副本部長及び監事は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行（代理）する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。

（任期）

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離

れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 推進本部に次の会議を置く。

- (1) 本部会議
- (2) アスリート育成強化対策委員会
- (3) パラアスリート育成強化対策委員会
- (4) スポーツ医科学委員会
- (5) 専門部会

(本部会議)

第10条 本部会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。
- 4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員の選任に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 推進本部の解散に関すること。
 - (6) アスリート育成強化対策委員会、パラアスリート育成強化対策委員会及びスポーツ医科学委員会に付託及び委任する事項に関すること。
 - (7) その他SAGAアスリート育成強化に関わる重要事項に関すること。
- 5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 本部会議に出席できない委員は、委任状により議決に加わることができる。
- 7 本部会議の議事は、出席委員（委任状により議決に加わった委員も含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(議決の省略)

第11条 議決すべき事項について、委員の全員が電子メール又は書面により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(アスリート育成強化対策委員会)

第12条 アスリート育成強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 アスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。
- 3 前項のほか、アスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、委員長が別に定める。

(パラアスリート育成強化対策委員会)

第13条 パラアスリート育成強化対策委員会は、**本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員**をもって構成する。

2 パラアスリート育成強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。

3 前項のほか、パラアスリート育成強化対策委員会に関する必要な事項については、**委員長**が別に定める。

(スポーツ医科学委員会)

第14条 スポーツ医科学委員会は、**本部長が委嘱する委員長及び委員長が委嘱する委員**をもって構成する。

2 スポーツ医科学委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。

3 前項のほか、スポーツ医科学委員会に関する必要な事項については、**委員長**が別に定める。

(専門部会)

第15条 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会委員長、パラアスリート育成強化対策委員会委員長**及びスポーツ医科学委員会委員長**が委嘱する者をもって構成する。

2 専門部会は、アスリート育成強化対策委員会、パラアスリート育成強化対策委員会**及びスポーツ医科学委員会**から検討要請された事項について調査・協議する。

3 前項のほか、専門部会に関する必要な事項は、アスリート育成強化対策委員会委員長、パラアスリート育成強化対策委員会委員長**及びスポーツ医科学委員会委員長**が別に定める。

第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

第16条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないときは、本部会議の審議事項について専決することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 推進本部の事務を処理するため、佐賀県SSP推進局内に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 推進本部の経費は、佐賀県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第19条 推進本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部会議の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第20条 推進本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 推進本部の会計に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第21条 推進本部が解散するときに有する残余財産は、本部会議の議決を得て処分する。

第7章 解散

(解散)

第22条 推進本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成28年7月11日一部改正。
この改正は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 この改正は、平成30年4月1日から適用する。
- 4 この改正は、平成30年7月18日から適用する。
- 5 この改正は、令和2年4月1日から適用する。
- 6 この改正は、令和4年4月1日から適用する。
- 7 この改正は、令和4年6月30日から適用する。
- 8 この改正は、令和7年3月19日から適用する。
- 9 この改正は、令和7年 月 日から適用する。

第3号議案

令和6年度事業報告(案)について

1 会議の開催と審議・協議の内容

会 議 名	主な審議、協議内容	開催期日
第19回パラスポーツ普及委員会	・佐賀県競技力推進本部第16回本部会議について ・令和5年度事業実績について ・SAGA2024全障スポリハーサル大会(九州ブロック予選会)結果及び佐賀県代表選手選考状況について	6月10日
第19回本部会議	・令和5年度事業報告(案)について ・令和5年度収支決算(案)及び監査報告について ・令和6年度補正収支予算(案)について	7月3日
第19回佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会	・取組概要について ・令和6年度強化拠点校の主な成績について ・第78回国民スポーツ大会について ・令和7年度以降佐賀県強化拠点校について	11月11日
第22回国スポ選手強化対策委員会	・佐賀県競技力向上推進本部第19回本部会議について ・第19回佐賀県強化拠点校等設置検討専門委員会について ・令和6年度事業実施状況について ・全国高校総体・全国中学校体育大会等結果について ・第78回国民スポーツ大会の結果について	11月19日
第20回パラスポーツ普及委員会	・令和6年度事業実施状況 ・令和7年度事業計画(案)について ・SAGA2024全障スポの結果について ・第23回全国障害者スポーツ大会パラスポーツ普及基本計画の改訂について	11月26日
第20回本部会議	・令和7年度以降の育成強化の方向性について ・令和7年度以降のパラスポーツ普及の方向性について	12月18日
第21回パラスポーツ普及委員会 (書面開催)	・パラスポーツ普及に関する計画の策定について ・令和7年度事業実施計画について	2月上旬
第21回本部会議	・佐賀県競技力向上推進本部規約の一部改正(案)について ・令和7年度事業計画(案)について ・令和7年度収支予算(案)について	3月19日

2 国民スポーツ大会

(1)選手強化事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
選手育成事業	各競技団体が、国スポをはじめとする最高峰の大会において入賞者を輩出するために、実施する県内強化練習会等に要する経費に対し、補助を行った。	331,848,711
運動部活動等設立支援事業	運動部活動等を設立することで練習環境を整備し、SAGA2024国スポの選手確保や育成、強化につなげるため、運動部活動等の設置数が少ない競技を対象に、その設立等に要する経費を支援した。	3,200,000
強化指定選手認定事業	全国レベルや世界レベルで活躍する可能性のある選手をSEASの支援対象選手とし、かつSAGA2024国スポで主力となり得る選手については強化指定選手として認定し、「オール佐賀」としての意識の高揚を図るため、競技団体から推薦された選手に対し、強化指定選手・ネクスト選手認定証及び認定Tシャツを配布した。 (認定選手 1073名)	1,653,269
ジュニア・アスリート支援事業	国民体育大会(鹿児島大会)の開催延期を受け、2023年の国民体育大会、SAGA2024国スポを目指す選手に対し、競技活動の充実及び本県の両大会での躍進を図るため、活動支援金の交付を行った。 (支援選手 414/417名)	41,400,000
強化拠点校活動支援事業	中学校・高等学校で、SAGA2024国スポを見据え強化の主軸となる学校を指定し、強化活動に対する支援事業を行った。 高等学校:指定校 31校 102運動部(32競技) 中学校 :指定校 9校 16運動部(5競技)	35,955,364
強化拠点地域活動支援事業	一定の地域を拠点に活動がなされ、SAGA2024国スポを見据え強化の主軸となる地域(クラブチーム)を指定し、強化活動に対する支援事業を行った。 拠点地域: 28地域(20競技)	13,346,150
強化企業チーム活動支援事業	国スポの正式競技に取り組んでいる企業チームのうち主体的に活動する企業チームを指定し、強化活動に対する支援事業を行った。 企業チーム: 5企業チーム(5競技)	3,500,000
佐賀県中学校体育連盟支援事業	中体連専門部に補助金を交付。中体連専門部において、普及・育成・強化及び指導者の資質向上事業を実施。	4,914,759

(2)指導者養成事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
指導者招聘事業(県スポ協実施)	各団体でトップアドバイザーを招聘した。神谷勝則氏(テニス)、辰巳楓佳氏(水泳)等26競技で実施した。	20,789,731
指導者研修事業(県スポ協実施)	(公財)日本スポーツ協会公認コーチ養成講習会・中央競技団体が実施する研修会に派遣した。	4,310,308
強化指定コーチ・トップコーチ認定事業	優れた指導力を有する指導者を「強化指定コーチ」に、その中から特に優れた指導者を「トップコーチ」に認定。指導者が、より高い意識と使命感を持って指導に取り組み、併せて、指導環境を充実させる。(R6年度は、「強化指定コーチ(178名)」「トップコーチ(33名)」を認定。)	32,945

(3)トレーナー等養成事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
スタッフ育成事業(県スポ協実施)	(公財)日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー養成講習会、スポーツデンティスと養成講習会、スポーツドクター養成講習会で、専門の資格取得を目的とする講習会参加経費に対して補助を行った。	1,193,516

(4)環境整備事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
競技用具等購入事業	〔整備用具〕 自転車競技: Rim & Wheel フロント 〔寄附受領〕 カヌー競技: スラローム艇(K1)、ワイルドウォーター艇(K1)、スラローム(K1)パドル、スラローム(C1)パドル、ワイルドウォーター(K1)パドル	368,940

3 全国障害者スポーツ大会

(1)選手育成事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
選手発掘事業	実施なし	-
競技活動支援事業	団体競技チーム、個人競技クラブに対し、各種大会参加や県内強化練習会等の活動費を補助し、自主的な活動の促進と競技力の向上を図った。 [活動費補助] 団体競技：12チーム ①ソフトボール(知) ②バレーボール男子(知) ③バレーボール女子(知) ④バレーボール男子(聴) ⑤バレーボール女子(聴) ⑥バレーボール(精) ⑦サッカー(知) ⑧バスケットボール男子(知) ⑨バスケットボール女子(知) ⑩フットソフトボール(知) ⑪グランドソフトボール(視) ⑫車いすバスケットボール(身) 個人競技：5クラブ ①卓球(身・知・精) ②水泳(身・知) ③ボッチャ(身) ④アーチェリー(身) ⑤車いすマラソン(身)	4,503,743
団体競技チーム競技力向上事業	団体競技の競技力向上を図るため、自主大会開催費の補助を行い、自主的な活動の促進と競技力の向上を図った。 [開催費補助] 正式競技4競技補助 3大会実施 ①バレーボール(知的・男子) ②バレーボール(精神) ③フットソフトボール(知) ④グランドソフトボール(身)※雨天により大会中止	1,113,267
選手育成事業	育成指定選手を対象としたレベルアップ練習会を適宜開催し、大会出場に向けて競技力の向上を図った。 また、SAGA2024全障スポに出場する選手に対し育成指定選手のTシャツを配布し、大会に向けた強化練習会や大会期間中の選手団Tシャツとして着用し、「オール佐賀」の意識の高揚を図った。 [レベルアップ練習会] ・実施競技 4競技 計7回 [育成指定選手Tシャツ配布] ・団体競技7競技140名、個人競技7競技144名、計284名に配布	2,439,802
広報活動事業	県内のパラスポーツに関する情報を発信するために、ホームページを運用。 SAGA2024全障スポを“観る”きっかけづくりとして、リハーサル大会や本大会への応援・観戦を促すハンドブックや応援グッズ制作、配布した。 また、“支える”人の理解を深めるため、選手たちの活動を紹介するパネル展や競技体験会などを実施。 さらには、SAGA2024全障スポ開催を契機に広がったパラスポーツの輪と深まった理解を次につなげていくために、動画やリーフレットを制作、ホームページの改修等を行った。	10,661,057

(2)指導者養成事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:円)
指導者養成事業	公認パラスポーツ指導員や公認パラスポーツトレーナーの資格取得に要する経費(受講料及び旅費等)に対する補助を行い、指導者養成を行った。 [受講料補助] ・初級14名 ・中級1名 ・上級1名 ・トレーナー 2名	270,191

(3)環境整備事業

事業名	具体的取組	R6決算額 (単位:千円)
パラスポーツ環境整備事業	特別支援学校等でSAGA2024全障スポ正式競技の普及を図るため、競技用具購入に係る費用の補助を行った。 [競技用具等購入費補助] 8校 ・盲学校 ・伊万里特別支援学校 ・唐津特別支援学校 ・大和特別支援学校 ・中原特別支援学校 ・金立特別支援学校 ・うれしの特別支援学校 ・佐賀大学教育学部附属特別支援学校	674,030

第4号議案

令和6年度収支決算(案)について

1 収 入

(単位:円)

科 目	議決(補正後)予算額 (A)	収入額 (B)	比較 (C=B-A)	内容
負担金	441,660,000	441,660,000	0	佐賀県負担金
繰越金	57,588,000	57,588,425	425	R5年繰越金
雑収入	2,000	29,455	27,455	利息収入等
計	499,250,000	499,277,880	27,880	

2 支 出

(単位:円)

大科目	小科目	事業名	議決(補正後)予算額 (A)	支出額 (B)	比較 (C=A-B)
国民スポーツ大会	事業費		476,112,000	465,247,335	10,864,665
			472,929,000	462,513,693	10,415,307
		選手育成事業	336,589,000	331,848,711	4,740,289
		運動部活動等設立支援事業	3,300,000	3,200,000	100,000
		強化指定選手認定事業	1,654,000	1,653,269	731
		ジュニア・アスリート支援事業	41,400,000	41,400,000	0
		強化拠点校支援事業	37,183,000	35,955,364	1,227,636
		強化拠点地域支援事業	13,500,000	13,346,150	153,850
		強化企業チーム支援事業	3,500,000	3,500,000	0
		佐賀県中学校体育連盟支援事業	5,000,000	4,914,759	85,241
		指導者招聘事業	23,011,000	20,789,731	2,221,269
		指導者研修事業	5,406,000	4,310,308	1,095,692
		強化指定コーチ・トップコーチ認定事業	33,000	32,945	55
		スタッフ育成事業	1,353,000	1,193,516	159,484
		競技用具等購入事業	1,000,000	368,940	631,060
		事務局費	3,183,000	2,733,642	449,358
全国障害者スポーツ大会	事業費		23,138,000	20,385,399	2,752,601
			22,370,000	19,662,090	2,707,910
		選手発掘事業	0	0	0
		競技活動支援事業	5,638,000	4,503,743	1,134,257
		全障スポ競技力向上事業	1,407,000	1,113,267	293,733
		選手育成事業	2,519,000	2,439,802	79,198
		広報活動事業	11,413,000	10,661,057	751,943
		指導者養成事業	680,000	270,191	409,809
		パラスポーツ環境整備事業	713,000	674,030	38,970
	事務局費		768,000	723,309	44,691
計			499,250,000	485,632,734	13,617,266

収 入 額 合 計	499,277,880
支 出 額 合 計	485,632,734
差引残額(次年度繰越額)	13,645,146

監 査 報 告

SAGAアスリート育成強化推進本部規約第18条の規定に基づき、令和6年度事業報告及び収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを確認しました。

令和 7 年 6 月 9 日

監 事	片 瀬 義 孝	
監 事	井 田 康 徳	

SAGAアスリート育成強化推進本部長 引馬 誠也 様

第5号議案

令和7年度事業計画の変更（案）について

1. アスリート育成強化

（1）会議等の開催

取 組	取組内容	実施時期
本部会議の開催	アスリート育成強化に係る事業計画及び予算等の審議・決定を行う。	6月・3月
アスリート育成強化対策委員会の開催	アスリート育成強化に関する調査・決定を行う。	7月・11月・2月
スポーツ医科学委員会の開催	スポーツの医科学的調査研究や、アスリートの健康管理に関する調査研究を行う。	7月・11月

（2）アスリート育成強化事業

取 組	取組内容	予算額 (単位：千円)
アスリート育成強化事業	各競技団体が、国民スポーツ大会をはじめとする、それぞれの競技の最高峰の大会において、入賞者を輩出するために実施する強化練習等に要する経費に対し、補助を行う。	273,289
スポーツメンター等活動支援事業	スポーツメンター等に対し、活動支援金を交付する。	32,000
SEAS支援対象選手認定事業	全国レベルや世界レベルで活躍する可能性のある選手を支援対象選手とし、さらにSAGA2024後、各種の全国大会において、佐賀県代表として活躍を目指し、優れた資質や競技力を有する者、または将来有望な選手を、SAGAアスリート育成強化指定選手として認定する。	180
育成拠点校活動支援事業	SAGA2024国スポに向けて高められた競技力の維持・向上を目指して、拠点となる高等学校を佐賀県育成拠点校に指定し、アスリートの育成強化を図る。	14,047
社会人アスリート企業チーム活動支援事業	SAGA2024国スポに向けて高められた競技力の維持・向上を目指して、全国レベルで活躍する企業チームを、佐賀県社会人アスリート企業チームに指定し、アスリート育成強化を図る。	3,000

（3）指導者養成事業

取 組	取組内容	予算額 (単位：千円)
指導者招聘事業	優れた指導者を招聘し、一定期間又は複数回にわたり、指導者や選手を対象とした講習会等を実施する経費に対し補助を行う。	20,400
指導者研修事業	有望な指導者を（公財）日本スポーツ協会等が実施する研修会や講習会、又は個別研修に派遣する経費に対し、補助を行う。	11,000
SAGAアドバンストコーチ認定事業	少年種別の専門競技種目において特に優れた指導力を有し、全国大会等において監督・コーチとして指導にあたるものを「SAGAアドバンストコーチ」に認定。指導者が、より高い意識と使命感を持って指導に取り組み、さらに競技力の向上を図る。	36

(4) トレーナー等養成事業

取 組	取組内容	予算額 (単位：千円)
スタッフ育成事業	スポーツトレーナー等を（公財）日本スポーツ協会等が実施する専門の研修会や講習会、又は個別研修に派遣する経費に対し、補助を行う。	2,200

(5) SAGAアスリート育成強化環境整備事業

取 組	取組内容	予算額 (単位：千円)
競技用具等購入事業	競技力向上に資する用具を計画的に整備し、各競技団体の強化活動がより効率的かつ効果的に実施されるよう支援する。	5,000

2. パラスリート育成強化

(1) 会議等の開催

取 組	取組内容	実施時期
パラスポーツ育成強化対策委員会の開催	パラアスリート育成強化に関する調査・協議を行う。	7月・11月
パラスポーツ普及の環境づくり専門部会の開催	パラスポーツ普及の環境づくりに関する事業検討を行う。	6月～3月
競技団体・体育職員連絡会等の開催	事業実施に係る関係者との連絡調整等を行う。	各年2回程度

(2) パラアスリート育成強化事業

取 組	取組内容	予算額 (単位：千円)
パラアスリート育成強化事業	全国レベルの大会等に出場が見込まれる選手を支援対象選手とし、強化練習会の開催等により、競技力の向上を図る。 新規選手の発掘が必要な競技において、体験教室等を開催する。	3,752
競技活動支援事業	競技力の向上を図るため、団体・個人競技のチーム・クラブ等への活動費の支援を行う。	6,014
指導者養成事業	パラスポーツ指導員やパラスポーツトレーナーを養成するため、資格講習会の受講料等補助を行う。	943
パラスポーツ環境整備事業	パラスポーツコーディネーターを配置し、関係機関とのネットワークを構築する。 特別支援学校等でのスポーツ活動推進のため、競技用具の購入、買替や修繕費用の補助を行う。 特別支援学校等に通う児童・生徒が、在学中からスポーツ活動に親しみ、卒業後も地域の中でスポーツ活動が継続できる環境を整備する。【新規】	10,789
パラスポーツ大会等開催事業	全国大会出場のを確保するため佐賀県独自で全国レベルの大会を開催する。 選手やチーム関係者の声を受け、開催競技を当初予定3競技から6競技に増。【拡大】 県内におけるパラスポーツの普及、競技力の向上のための県大会を開催する。	13,663
パラスポーツ普及啓発事業	日ごろからスポーツに取り組む機会を増やし、障がいのある方のスポーツ活動への理解を深めるため、パラスポーツ教室やサポーター研修会等を開催する。	1,596
広報活動事業	パラスポーツに関する情報の発信や、体験イベント等を開催し、パラスポーツに興味関心を持つ仕掛けづくりを行う。	5,459

第6号議案

令和7年度補正収支予算(案)について

1 収 入

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補正額	補正後予算額	備 考
負担金	385,730	8,972	394,702	佐賀県負担金
繰越金	0	13,645	13,645	R6繰越金
雑収入	2	0	2	利息収入等
計	385,732	22,617	408,349	

2 支 出

(単位:千円)

大科目	小科目	事業名	当初予算額	補正額	補正後予算額
アスリート	事業費		354,352	10,387	364,739
			351,237	9,915	361,152
		選手強化			
		アスリート育成強化事業	265,374	7,915	273,289
		スポーツメンター等活動支援事業	32,000		32,000
		SEAS支援対象選手認定事業	180		180
		育成拠点校活動支援事業	14,047		14,047
		社会人アスリート企業チーム活動支援事業	3,000		3,000
		指導者養成			
		指導者招聘事業	20,400		20,400
		指導者研修事業	11,000		11,000
		アドバンスコーチ認定事業	36		36
		表ナトリン等！ スタッフ育成事業	2,200		2,200
パラアスリート	事業費	環境整備	3,000	2,000	5,000
		競技用具等購入事業	3,115	472	3,587
		事務局費	31,380	11,730	43,110
			30,486	11,730	42,216
		育成強化			
		パラアスリート育成強化事業	3,752		3,752
		競技活動支援事業	6,014		6,014
		指導者養成	943		943
		指導者養成事業	6,289	4,500	10,789
		環境整備	8,191	5,472	13,663
		パラスポーツ大会等開催事業	1,596		1,596
		パラスポーツ普及啓発事業	3,701	1,758	5,459
		広報活動事業	894		894
スポーツ 医科学	事務局費		0	500	500
		事務局費	0		0
	事務局費		0	500	500
計			385,732	22,617	408,349